

財政融資資金貸付金の証券化の実施に係るアドバイザーの募集・選定について

財務省理財局財政投融资総括課
平成 19 年 5 月

1. アドバイザーの支援を求める業務

1. 証券化商品の設計の支援

- ・ 財政融資資金貸付金の特性、実務上の各種論点（契約、システム対応等）を踏まえつつ、証券化によるメリットを実現するとともに、中長期的な販売戦略に基づき、コストが最小化されるような証券化商品の設計の支援。

（注）今回選定するアドバイザーは、中立的な立場から証券化商品の設計を財務省とともに担当し、今後、別途選定するアレンジャーは、主として証券化商品の引受・販売を業務とする。アドバイザーとして選定された者が今後アレンジャーに応募することは妨げない。

2. 上記証券化の実施に際して必要となる契約、会計処理等の検討

- ・ 証券化を実施するに際して必要となる各種契約等の法的諸論点について、法律事務所等の見解や判断を基にした検討。
- ・ 証券化に伴い必要となる会計処理、情報開示等の会計上の諸論点について、会計事務所等の見解や判断を基にした検討。

3. 上記証券化の実施に際しての事務フロー作成の支援等

- ・ 証券化の実施及びその元利金の回収業務の受託に伴う各種事務フローの作成の支援。
- ・ 実施に当たって投資家、格付会社等に提供・開示すべきデータ等の整理。
- ・ その他証券化の実施に関して必要となる事項にかかる所要の支援。

4. 上記証券化の実施に際してのシステム対応への助言

- ・ 上記各種事務の円滑化のために必要となるシステム対応を行うに当たっての各種助言等。

5 証券化の実施に際して必要となる各種情報の提供

- ・証券化商品市場の動向等についての定期的な情報提供等。

2 . アドバイザーの募集数

- ・ 2 社を選定する。
- ・ 審査の結果に基づき上位 2 社を選定し、上位の者を主アドバイザー、他方を副アドバイザーとする。
(注)証券化商品の設計の支援に関し、主アドバイザーは、財務省とともに証券化商品の設計を行い、副アドバイザーは、財務省の求めに応じて、随時、設計中の証券化商品に対する助言等を行うことを想定している。

3 . 選定方法

(1) アドバイザーの選定については、書類審査及び口頭審査により実施する。ただし、口頭審査を実施するのは、書類審査の結果に基づき、その上位 7 ~ 8 社程度とする。

(欠格事項) 以下の事項に該当する場合には、審査の対象とはしない。

- ・ 過去 1 年間において監督官庁による行政処分を受けている。
- ・ 証券化に関する組織人員体制が国内にない。
- ・ 業務や関係資料等については日本語によるものとするできない。
- ・ 国又は財政融資資金の貸付先と係争中の訴訟案件がある。

(2) 書類審査においては、以下の項目を基準とする。

証券化にかかる実績

- (イ) 過去3年間（平成16年度～平成18年度。以下同じ。）において、国内における金銭債権を担保とした証券化商品（証券化商品の償還年限が5年以上又は証券化対象資産が500億円を超えるものに限る。）の発行に関してスキーム組成から引受けまでの業務を取り扱った実績（住宅金融公庫のRMB Sを除く。シンセティック型は除く。）（件数、先数、引受金額）
- (ロ) 過去3年間における住宅金融公庫の証券化商品の引受実績（件数、引受金額）
- (ハ) 過去3年間において、国内における金銭債権を担保とした証券化商品（(イ)(ロ)以外のものに限る）の発行に関してスキーム組成から引受けまでの業務を取り扱った実績（シンセティック型は除く。）（件数、先数、引受金額）
- (ニ) 過去3年間に、海外の政府及び政府関係機関の有する金銭債権を担保とした証券化商品（償還年限5年以上かつ証券化対象資産が500億円を超えるものに限る。住宅ローンを担保とするもの（いわゆるRMB S）は除く。）の発行に関してスキーム組成から引受けまでの業務を取り扱った実績（シンセティック型は除く。）（件数、引受金額）

財投機関等の資金調達にかかる実務経験

- (イ) 過去3年間における財投機関債（住宅金融公庫RMB Sを除く）の引受実績（件数、金額）
- (ロ) 過去3年間における公募地方債（主幹事方式に限る）の引受実績（件数、金額）
- (ハ) 過去3年間における国債の落札実績（金額）

アドバイザー・フィー

主アドバイザーに選出されなかった場合において、副アドバイザーを希望する場合には、あらかじめ

め副アドバイザーとして適当と考えるアドバイザー・フィーを主アドバイザーとしてのフィーとは別に登録するものとする（副アドバイザーを希望しないことも可）。

評点については、小項目ごとに1位の社を満点とし、2位以下の社は、各小項目に係る計数の1位の社の計数に対する比率で換算し、小数第2位を四捨五入する。

- （注） 過去3年間において条件決定され、引き受けられたものに限る。
金銭消費貸借契約（不動産関係のノンリコースローンは除く。）オートローン債権、カード債権、割賦債権、リース料債権、法人の発行する社債、基金債権、劣後ローン・劣後債に限る。
信託受益権または社債（一般振替制度による短期社債を除く。）の形態に限り、A B L（ローン形態）、A B C P及び償還期限が1年未満のものを除く。
法定償還年限とする。また、同一の案件で、複数のトランシェを設けている場合には、各トランシェの法定償還年限の加重平均年限とする。
引受契約が存在するものに限る。
オリジネーターの数。ただし、マルチセラー型の場合には、1案件をもって1先とする。
ミニ公募債は除く。また、固定シ団方式と併用している場合は除く。
国債（政府短期証券を含む。）の落札総額（デュレーション換算値）とする。

- （3）口頭審査においては、以下の項目を基準とする。

財政融資資金貸付金の証券化の具体的な商品設計に対する考え方

- ・具体的な投資家層を踏まえた中長期的な販売戦略についての考え方について

- (中長期的な販売戦略は、投資家のニーズも踏まえた、具体的かつ実現可能性を踏まえたものとなっているか。また、中長期的な証券化のコスト抑制に資する根拠が論理的に説明されているか。)
- ・証券化商品の具体的な商品設計について(現行法上可能な措置に限定)

(提案のあった証券化商品の設計は、財政融資資金の金利変動リスクを軽減するといったメリットを実現しうるものとなっているか。証券化に伴うコストを抑制する仕組みは具体的かつ実現可能性を踏まえたものとなっているか。対象債権選択の考え方は適切か、また、その選択に伴う各種リスクについて適切な対処方針を有しているか。商品性についての投資家向けのストーリーとして、財政融資資金貸付金の特性を踏まえつつ、投資家に対しても説得力のあるものを構築できているか。中長期的な販売戦略を踏まえ、投資家のニーズに沿った適切な商品設計となっているか。)
 - ・第1回目の証券化実施の際における円滑な販売のための諸準備について

(円滑な証券化商品の販売のため、証券化商品の設計段階において行いうる諸準備について検討を加え、適切な措置が盛り込まれているか。)
 - ・第1回目の証券化実施までのスケジューリングについて

(19年度内に証券化を実施する観点から、財投機関、格付会社、法律事務所、投資家等との調整やシステム対応を含めた多様な点について、明確なスケジュールを描けているか。また、現実的なものとなっているか。)
 - ・第1回目の証券化実施に当たっての上記以外の諸リスクと対処方針について

(第1回目の証券化を実施するに際しての上記以外の種々のリスクを適切に把握しているか。その上で、これらの各種リスクについて、具体的な対処方針を示しているか。)
 - ・証券化市場の需給、投資家動向等の適切な把握

(証券化商品の設計や中長期的な販売戦略の策定等に当たって、現在の証券化市場、投資家動向等

について適切に分析しているか。)

- ・財投機関等による資金調達への影響を抑制するための考え方について
(証券化商品の設計や中長期的な販売戦略の策定等に当たって、財投機関債等の市場に与える影響を分析し、適切な対応策をとっているか。)

当方への支援体制

- ・随時、面談方式による打ち合わせ等ができる体制となっているか、また、当方の求める資料作成等を適切・迅速に行える体制となっているか。
- ・担当部署の組織体制及び社内における当該担当部署に対するサポート体制は十分か。
- ・担当者の人数、経歴等は、本業務を遂行するに適切なものとなっているか。
- ・証券化に詳しい法律事務所、会計事務所等との連携の体制は整っているか(具体的にどのように連携を図っていくのか)。
- ・証券化実施のためのシステム対応を支援するための体制は整っているか。
- ・業務上知り得た情報や秘密の保持等に関する管理体制は適切なものとなっているか。

アドバイザー・フィー

- ・極力抑制されたものとしつつ、業務内容を踏まえた適切な金額となっているか。
評点については、各評定者による評点の平均値を口頭審査における評点とする。

(4) 審査手順は以下の通りとする。

応募者より提出された書類を基に書類審査を実施し、口頭審査を行うべき者(7 ~ 8 社程度)を選定する。

書類審査と口頭審査の配点については 1 対 2 とし、書類審査及び口頭審査の評点の合計値の順位をもとに、アドバイザーを選定する。

の評点の合計値が第 1 位の者を主アドバイザーとして選定する。また、第 2 位の者を副アドバイザーとして選定する。

主アドバイザーに選出されなかった場合において、副アドバイザーを希望する場合には、あらかじめ副アドバイザーとして適当と考えるアドバイザー・フィーを主アドバイザーとしてのフィーとは別に登録するものとする(副アドバイザーを希望しないことも可)。

アドバイザーとして選定された者は後日財務省ホームページにおいて公表する。なお、個別の審査結果については公開しない。

4 . 募集・選定スケジュール

タイミング	事項
平成 19 年 5 月 7 日	企画競争入札公告
5 月 15 日	実務検討会
5 月 17 日	参加申込締め切り
5 月 18 日	説明会開催
5 月 28 日	申込期限 書類審査
6 月上旬	口頭審査の対象者の決定 口頭審査
6 月中旬	アドバイザー選定、契約締結 アドバイザー名の対外公表

(注) 今後の変更がありえます。

個別の証券化を実施するアレンジャーについては、今後、別途、募集・選定することとしています。